

令和3年第1回中津川市議会（定例会）

提出予定議案

令和3年第1回中津川市議会（定例会）に、報告1件、条例12件、人事4件、その他12件、補正予算4件、当初予算8件、合計41件の議案を提出します。

（報告）

1、専決処分の承認を求めることについて

- 12月議会閉会後に専決処分したことについて報告し、承認を求める。
- ・令和2年度中津川市一般会計補正予算（専第1号）
 - ・ " 一般会計補正予算（専第2号）

（条例）

1、中津川市個人情報保護条例の一部改正について【初日議決】

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、及び実施機関以外の電子計算組織との通信回線による結合を行うため、改正する。

- ①法律の改正に伴い、個人識別符号及び要配慮個人情報の定義を加え、並びに個人情報取扱簿の記載事項に要配慮個人情報を加える。
- ②現在、原則として禁止されているオンライン結合を、十分な保護措置が取られている場合に限り行うことができることとする。
- ③施行期日 公布の日（個人情報取扱簿の記載事項に要配慮個人情報を加える規定は、令和3年10月1日）

2、中津川市福祉医療費助成に関する条例の制定について

オンライン資格確認が開始されることに伴い、及び条文を整理するため、制定する。

- ①医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律の施行により、令和3年3月1日よりマイナンバーカードを健康保険証として利用できるようになり、オンライン資格確認が開始されることになったため、受給資格者の確認に関する条文を追加する。
- ②制度改正の際に市条例と国の示す条例（例）との差異が大きく、改正の反映に大きな負担があるため、全部改正し、条例（例）に合わせた条例にすることで、今後の改正時の負担軽減を図り、また、制度改正に適切に対応できるようにする。
- ③施行期日 公布の日

3、中津川市介護保険条例の一部改正について

介護保険事業計画策定により介護保険料等を見直すため、及び介護保険法施行令の一部改正に伴い、改正する。

①第8期中津川市介護保険事業計画の策定に伴い、令和3年度～5年度の期間における介護保険料を改定する。

第8期計画の介護給付費は施設整備や要介護（要支援）認定者数の増加により、増額算定となり、介護給付費をもとに試算した介護保険料基準月額が第7期計画と比較して500円増額となるが、2025年、2040年を見据え、将来にわたり安定的な介護保険制度が実現できる。

②税制改正による意図しない影響が生じないようにするため、給与所得金額及び公的年金等に係る所得の金額の合計から10万円を控除する。

③施行期日 令和3年4月1日

4、中津川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例等の一部改正について

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、改正する。

①3年に1度行われる介護報酬の改定と併せて、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等の厚生労働省令が改正されたことに伴い、次の4条例を改正する。

- (1) 中津川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例
- (2) 中津川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例
- (3) 中津川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例
- (4) 中津川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

②改正の内容

全サービス共通（(1)～(4)関係）

- ・感染症対策の強化の義務化
- ・業務継続計画に向けた取り組みの強化の義務化
- ・ハラスメント対策の強化の義務化
- ・会議や多職種連携におけるテレビ電話装置等の活用の承認
- ・利用者への説明・同意等に係る電磁的な対応の承認
- ・諸記録の保存・交付等の磁気的な対応の承認
- ・運営規程等の掲示に係る見直し
- ・高齢者虐待防止の推進の義務化
- ・介護保険等関連情報その他必要な情報活用の推進の義務化

通所系サービス共通（(1)・(2)関係）

- ・災害への地域と連携した対応の強化の義務化
- ・認知症介護基礎研修の受講の義務化

認知症対応型通所介護 ((1)・(2) 関係)

- ・管理者の配置基準の緩和

認知症対応型共同生活介護 ((1)・(2) 関係)

- ・ユニット数の弾力化とサテライト型事業所の基準の創設
- ・夜勤体制の見直し
- ・外部評価に係る運営推進会議の活用
- ・計画作成担当者の配置基準の緩和
- ・認知症介護基礎研修の受講の義務化

居宅介護支援 ((1) 関係)

- ・質の高いケアマネジメントのための利用者説明の義務化
- ・生活援助の訪問回数の多い利用者等への対応

③施行期日 令和3年4月1日（居宅介護支援に係る生活援助の訪問回数の多い利用者への対応に関する規定は、令和3年10月1日）

5、中津川市国民健康保険条例の一部改正について

国民健康保険料の賦課方式を変更するため、及び国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、改正する。

①保険料の賦課方式及び納期を次のとおり改正する。

	暫定賦課方式	確定賦課方式	合計期数
現 行	5月～7月	8月～2月	10期
改正後		6月～3月	10期

②保険料の負担水準に関して意図しない影響が生じないようにするため、軽減判定所得の算定において基礎控除額相当分の基準額を10万円引き上げるとともに、被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加える。

③施行期日 令和3年4月1日

6、中津川市福岡ふれあい文化センターの設置等に関する条例の廃止について

中津川市福岡ふれあい文化センターを廃止するため、条例を廃止する。

①市有財産（施設）運用管理マスタープランの再編方針で令和2年度末に用途廃止する施設として定められている福岡ふれあい文化センターを廃止する。

②施行期日 令和3年4月1日

7、中津川市スポーツ施設の設置等に関する条例及び中津川市文化スポーツ施設等使用料等徴収条例の一部改正について

中津川市加子母ふるさと第1体育広場、中津川市福岡西運動場及び中津川市福岡曙ゲートボール場を廃止し、並びに中津川市勤労青少年ホームを中津川市サンライフ分館としてスポーツ施設に位置付けるため、改正する。

①中津川市スポーツ施設の設置等に関する条例の一部改正

- ・「中津川市加子母ふるさと第1体育広場」、「中津川市福岡西運動場」及び「中津川市福岡曙ゲートボール場」を削除する。
- ・「中津川市サンライフ分館」を加える。
- ・「中津川市加子母ふるさと第2体育広場」の名称を「中津川市加子母ふるさと体育広場」に改める。

②中津川市文化スポーツ施設等使用料等徴収条例の一部改正

- ・「中津川市加子母ふるさと第1体育広場」の使用料を削除する。
- ・「中津川市加子母ふるさと第2体育広場」の名称を「中津川市加子母ふるさと体育広場」に改める。
- ・「中津川市サンライフ分館」の使用料として次のように加える。

区分		単位	金額
中津川市サンライフ分館	多目的室	午前	300円
		午後	400円
		夜間	400円
	体育室	1時間につき	350円

③中津川市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例を廃止する。

④施行期日 令和3年4月1日

8、中津川市産業動物獣医師養成修学資金貸付条例の制定について

獣医師免許取得を目指す獣医学部の学生に対し、修学資金を貸し付けるため、制定する。

①中津川市における肉牛、乳牛の飼育は畜産業の根幹であり、診療を行う獣医師の確保は、畜産業の継続に欠かせない。

②家畜診療の安定した継続のため、獣医学部に進学し、中津川市での就業意思のある人材の修学を支援し、将来の獣医師確保を行う。

③制定の内容

貸付対象者：大学等の獣医学部に在学している学生で、卒業後2年以内に獣医師免許を取得し、獣医師免許取得後1年以内に中津川市が指定する機関に就業する意思があること

貸付金額：月額10万円、無利息

貸付期間：大学等の正規修学期間（最大6年間）

返還免除の要件：獣医師免許取得後1年以内に市の指定する機関へ産業動物獣医師として、修学資金貸付期間の2分の3に相当する年数従事した場合

④施行期日 令和3年4月1日

9、中津川市国営土地改良施設等の維持管理に関する条例の制定について

付知川右岸用水施設等の適切な維持管理を行い、持続的な農業生産の維持及び優良農地の保全を図るため、制定する。

- ①付知川右岸用水は、国営事業にて昭和40年度に完成し、半世紀以上にわたり福岡地区及び西部土地改良区に農業用水を供給しているが、施設の老朽化が進み、突発的な事故により損傷する可能性が高い状況である。
- ②国営造成施設等の維持管理を適切に行い、持続的な農業生産の維持及び農地の保全を図ることを目的として、対象の区域、施設、管理の方法を定める。
- ③施行期日 公布の日

10、中津川市積立基金条例の一部改正について

小口融資利子補給金基金を設置するため、改正する。

- ①中津川市中小企業小口融資条例に基づき小口融資を受けた中小企業者で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者に対する利子補給制度の財源として、地方創生臨時交付金を活用するため、基金を設置する。
- ②施行期日 公布の日

11、中津川市市営住宅条例等の一部改正について

特定公共賃貸住宅広島野団地を用途変更するため、及び民法改正に伴い、改正する。

- ①空き家の解消及び若者の移住定住促進につなげるため、特定公共賃貸住宅広島野団地の一部（19棟のうち3棟）を特定公共賃貸住宅から単独住宅へ用途を変更することで入居要件を緩和する。
- ②民法改正により債権関係について見直しが行われたため、これに関連する市営住宅の管理に関する所要の改正を行う。
 - ・敷金の定義が明記され、未払債務弁済への充当ができる旨が規定されたことから、同趣旨の条文を追加
 - ・借借人の原状回復義務の範囲が規定されたことから、修繕費の入居者負担については特約を締結できるよう改正
 - ・公営住宅法に規定されている不正入居者に対し明渡請求をする際の損害賠償金の算出に用いる利率の改正
- ③施行期日 令和3年4月1日

12、中津川市市営住宅の目的外使用に係る使用料徴収条例の制定について

市営住宅を目的外使用する者から使用料を徴収するため、制定する。

- ①空き家、空き室となっている市営住宅を「移住希望者支援用住宅」「配偶者からの暴力被害者や児童虐待の被害者等の救済」「災害被災者の救済」等の目的で有効に活用するため、次の4条例で設置する市営住宅について、地方自治法に規定する目的外使用させる際の使用料の額、徴収方法、減免等について定める。
 - ・中津川市市営住宅条例
 - ・中津川市特定公共賃貸住宅及び地域優良賃貸住宅管理条例

- ・中津川市若者定住促進住宅管理条例
- ・中津川市市営単独住宅管理条例

②施行期日 令和3年4月1日

(人 事)

1、中津川市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

選任予定者 ひむろ しげる
氷室 茂 (再任)

2、中津川市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

任命予定者 みお かずき
三尾 和樹 (再任)

3、4、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

推薦予定者 まつい かつひろ
松井 勝広 (新任)
あおやま けんいち
青山 健一 (再任)

(その他)

1、工事請負契約の締結について 【初日議決】

- ・工 事 名 中津川市環境センターガス化溶融施設基幹的設備延命化工事
- ・契約の方法 随意契約
- ・契約金額 168,025,000円
- ・契約の相手方 神戸市中央区脇浜町1丁目4番78号
株式会社 神鋼環境ソリューション
取締役社長 大濱 敬織

2、工事請負契約の変更について 【初日議決】

令和3年度施工予定箇所を国の追加補正で予算確保することが出来たため、足場の一部を存置し利用することとし、撤去に要する費用を減額する。

- ・工 事 名 恵那峡大橋補修工事
- ・変更前契約金額 258,500,000円
- ・変更後契約金額 235,716,800円
- ・契約の相手方 中津川市中津川字下沢2337番地の2
株式会社 梅田組
代表取締役 三尾 郷

3、工事請負変更契約の締結について【初日議決】

- ・工事名 神坂スマートインターチェンジ函渠設置工事（その2）
- ・契約の方法 指名競争入札
- ・契約金額 変更前 140,800,000円
変更後 173,333,600円
- ・契約の相手方 中津川市千旦林1585番地の19
株式会社 加藤工務店
代表取締役 加藤 政太郎

4、5、市道路線の認定について

苗木219号線、落合148号線

- 4、苗木219号線
 - ・苗木瀬戸地区生活関連道路工事により整備された道路を市道認定し、一貫した道路管理をする。
- 5、落合148号線
 - ・県営中山間地域総合整備事業に伴い、岐阜県から譲与された道路を市道認定し、一貫した道路管理をする。

6、7、市道路線の変更について

落合131号線、市道餅穴～正ヶ根線

- 6、落合131号線
 - ・落合148号線の認定に伴い、路線の一部が重複となるため、終点を落合148号線に変更し、一貫した道路管理をする。
- 7、市道餅穴～正ヶ根線
 - ・川上流路工宮前橋架け替え工事かおれに伴い、橋梁の位置が変更となるため、起点を変更し、一貫した道路管理をする。

8、9、指定管理者の指定について

施設の管理を指定管理者に行わせるため、指定する。

- ・議案数 2議案
- ・指定施設数 3施設
- ・指定期間 令和3年4月1日～令和6年3月31日

議案	施設数	施設名	指定先
8	1	中津川市苗木公民館	苗木地域まちづくり推進協議会
9	2	中津川市付知公民館	付知町まちづくり協議会
	3	中津川市アートピア付知交芸プラザ	

10、北部辺地に係る総合整備計画について

- ①計画区域 中津川市北部地域（加子母）
- ②計画期間 令和3年度から令和7年度まで
- ③計画内容 県営かんがい排水事業、県営ため池等整備事業、林道長洞線整備事業

11、下柏原辺地に係る総合整備計画について

- ①計画区域 中津川市下柏原地域（福岡）
- ②計画期間 令和3年度から令和7年度まで
- ③計画内容 スクールバス整備事業

12、第三次中津川市環境基本計画の変更について

- ・変更内容
 - 1. 環境に係る国、県の動向を最新の内容に変更（SDGs、パリ協定等）
 - 2. 本計画の基本方針ごとに関係するSDGsのアイコンを標記
 - 3. 中津川市における環境の状況や課題を最新の内容に変更
 - 4. 計画前期（平成28年度～令和元年度）の施策の評価
 - 5. 環境指標の見直し
 - 6. 個別施策の見直し

（補正予算）

- 1 令和2年度中津川市一般会計補正予算【初日議決】
- 2 " 国民健康保険事業会計補正予算【初日議決】
- 3 " 介護保険事業会計補正予算【初日議決】
- 4 " 病院事業会計補正予算【初日議決】

（当初予算）

- 1 令和3年度中津川市一般会計予算
- 2 " 国民健康保険事業会計予算
- 3 " 駅前駐車場事業会計予算
- 4 " 介護保険事業会計予算
- 5 " 後期高齢者医療事業会計予算
- 6 " 水道事業会計予算
- 7 " 下水道事業会計予算
- 8 " 病院事業会計予算

お問い合わせ先

総務部 総務課 担当者：石原 豊
電話：0573-66-1111（内線442）